

寒河江市上下水道事業管理規程第7号

寒河江市水道指定給水装置工事事業者に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市水道指定給水装置工事事業者に関する規程の一部を改正する規程

寒河江市水道指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号ア中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第3条第1項中「第2条第1項」を「前条第1項」に改め、同条第3項第2号中「外国人登録済証明書」を「在留カード若しくは特別永住者証明書の写し」に改める。

第5条第2項第1号中「外国人登録済証明書」を「在留カード若しくは特別永住者証明書の写し」に改める。

第7条中「斟酌」を「参酌」に改める。

第8条中「つど」を「都度」に改め、同条第4号中「第7条」を「前条」に改める。

第10条第4項を次のように改める。

- 4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。

第11条第1項第4号イ中「第12条第2号」を「次条第2号」に改める。

第12条第6号オを次のように改める。

オ しゅん工図

第12条第6号キ中「第11条第1項第3号」を「前条第1項第3号」に改める。

第13条中「第11号第3項」を「第11条第3項」に改める。

第15条中「かかる」を「係る」に、「により」を「の規定により」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号

(表 面)

指定給水装置工事事業者（新規・更新）指定申請書

寒河江市長 様

年 月 日

申請者
郵便番号
住 所
氏名又は名称
代表者氏名

寒河江市水道指定給水装置工事事業者に関する規程第2条第1項の規定による、指定工事事業者の指定を受けたいので同規程第3条第2項の規定に基づき次のとおり申請します。

業務を執行する役員及び社員の氏名（役職名も記載）	
ふりがな 氏 名	ふりがな 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(裏 面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

別表

機 械 器 具 調 書

年 月 日 現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「管の接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

様式第 2 号

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、寒河江市水道指定給水装置工事事業者に関する規程第 2 条第 2 項第 3 号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

寒河江市長 様

附 則

この規程は、公布の日から施行する。